

## &lt;保護者用&gt;

登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します。  
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

## 登 園 届 (保護者記入)

施設長 殿

入所児童名

年 月 日 生

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症 該当疾患に□をお願いします

チェック	病 名	感染しやすい時期	登所のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬を開始する前と 開始後1日間	解熱していること。抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が 発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、 アデノウイルス)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので、注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	ヒトメタニーモ ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	症状が安定し、全身状態が良いこと
	咽頭結膜熱 (プール熱・ アデノウイルス)		主症状が消失した後、2日を経過するまで
	流行性角結膜炎		主要症状が消失するまで

\* 第3種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

医療機関名 \_\_\_\_\_ ( 令和 年 月 日受診)

において現状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

令和 年 月 日より登園いたします。

保護者名 \_\_\_\_\_

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。